

当面の間、この点検は  
毎月実施予定です。

## 小規模家さん飼養者様へ 鳥インフルエンザ発生予防のため自己点検のお願いです！

- ①以下の3項目（飼養衛生管理基準）の自己点検をお願いします。
- ②自己点検の結果について、家畜保健衛生所まで **Web 回答**、**電話**もしくは別紙により**郵送**又は**FAX**でご報告ください。

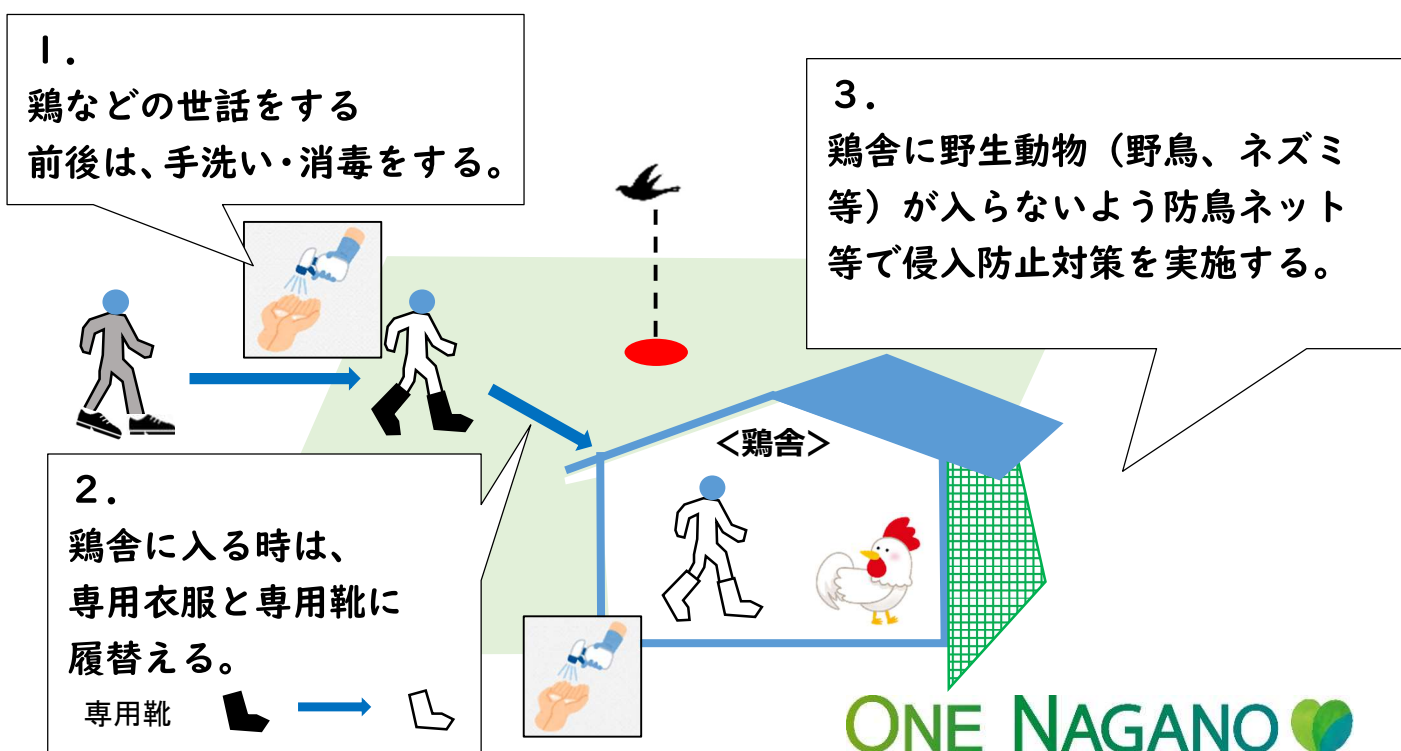
**締切：令和6年10月7日（月）必着**

Web 回答は  
こちらから

飯田家畜保健衛生所 電話：0265-53-0440  
FAX：0265-53-0441  
郵送先：〒395-0034 飯田市追手町2-678



以下の3項目について自己点検して頂き、ご報告をお願いします。



## 飼養衛生管理基準とは

家きん（ペットを含む：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）を飼養する**全ての所有者**は、家畜伝染病予防法に規定されている「**飼養衛生管理基準**」を遵守する義務があります。高病原性鳥インフルエンザなどの伝染病から家きんを守るための衛生管理の方法です。

農林水産省 飼養衛生管理基準

検索

令和5年シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、**10県11事例**が確認され、過去最多の発生となった令和4年シーズンから大幅に減少しました。しかし、**野鳥では156事例**が確認され、国内には多くのウイルスが存在していました。また、世界的に高病原性鳥インフルエンザの流行が続いており、**今シーズンにおいても、** **嚴重な警戒が必要です！**

ひとたび高病原性鳥インフルエンザが発生すると、発生農家にとどまらず、周辺地域、ひいては、国内の養鶏業界全体に大きな影響をもたらします。

**ご自分の家きんのみならず、地域の養鶏業を感染から守るためにも、飼養衛生管理基準を遵守しましょう！**

## 高病原性鳥インフルエンザについて

- ①高病原性鳥インフルエンザは、鳥インフルエンザウイルスの中でも、特に鶏に病気を起こす力が強いウイルスにより起こる病気です。
- ②このウイルスは渡り鳥により国内へ持ち込まれ、これらのウイルスを含む糞などを様々な**野鳥や野生動物（ネズミなど）**等が媒介し、地域の汚染が拡大します。
- ③**人の手指や靴底、車両、野生動物などを介して、家きん舎等に持ち込まれる可能性があります。**
- ④このウイルスに感染すると、多くの場合、元気がなくなり（写真）、死亡する場合があります。



高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染し、元気をなくしている鶏

➤ 鶏に元気がない場合やほぼ同時期に複数羽が死ぬ場合は、すぐに獣医さん（家畜保健衛生所、動物病院）に相談して、治療や指示などを受けましょう。

別紙：飯田家畜保健衛生所行き

F A X : 0 2 6 5 - 5 3 - 0 4 4 1

**下表にご記入の上、ご報告願います。**

(FAX 番号はお間違えが無いようにご注意ください。)

<b>氏名</b>		
<b>住所</b>		
<b>電話番号</b>		
実施している 場合又は該当が ない場合は○印 を、  実施していない 場合は×印をお 願います。	<input type="checkbox"/>	1. 鶏などの世話をする前後は、手洗い・消毒をする。
	<input type="checkbox"/>	2. 鶏舎に入る時は、専用衣服と専用靴に履替える。
	<input type="checkbox"/>	3. 鶏舎に野生動物（野鳥、ネズミ等）が入らないよう 防鳥ネット等で侵入防止対策を実施する。
ご不明点が ありましたら ご記入ください		